

イデックスでんき夜トクプラン（選択約款）

2025 年 10 月 1 日

1. 適用

このイデックスでんき夜トクプラン選択約款（以下「この約款」といいます。）は、イデックスでんき夜トクプランの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

この約款にもとづく契約は、当社のイデックスでんき約款にもとづく需給契約に付帯するものいたします。

2. 対象となるお客様

この約款は、イデックスでんき約款の適用内容を満たし、イデックスでんき夜トクプランにご契約いただいたお客さまを対象といたします。

3. この定義書の変更

イデックスでんき約款 I-2（約款の変更）に準じます。

4. 電気料金

イデックスでんき夜トクプラン

(1) 適用範囲

イ この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ この需給契約条件に定める契約種別から他の契約種別に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この需給契約条件を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

イ 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ロ 契約設備電力

(イ) 契約設備電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづきイデックスでんき約款別表 6 (契約電力等の算定方法) に準じて算定いたします。この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。

(ロ) (イ) によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

(ハ) 契約設備電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次の i. の係数を乗じて得た値の合計に ii. の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はイデックスでんき約款別表 6 (契約電力等の算定方法) に準じて算定し、ii. の係数を乗じないものといたします。

i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから

最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
次の 2 台の入力につき	95 パーセント
上記以外のものの入力につき	90 パーセント

ii. i. によって得た値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、イデックスでんき約

款別表 6（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

イ 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 春 季

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

(ロ) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(ハ) 秋 季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

(ニ) 冬 季

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

ロ 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(イ) 休 日

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

(ロ) 平 日

休日以外の日をいいます。

ハ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ロ) 夜 間 時 間

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(6) 料金

料金は、基本料金、電力量料金およびイデックスでんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイデックスでんき約款別表 5（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額の合計といたします。ただし、電力量料金は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、イデックスでんき約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約電力が 10 キロワット以下の場合

1 契 約 に つ き	1,869 円 91 銭
-------------	--------------

(ロ) 契約電力が 10 キロワットをこえる場合

1 契約につき最初の 15 キロワットまで	4,710 円 62 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	568 円 14 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、(7)（使用電力量の算定等）ロ の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(イ) 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および

び秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金
1 キロワット時につき	休 日	21 円 95 銭	18 円 55 銭
	平 日	27 円 57 銭	24 円 68 銭

(ロ) 夜 間 時 間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	14 円 48 銭
---------------------	-----------

(7) 使用電力量の算定等

イ 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その 1 月の夜間時間の使用電力量は、その 1 月の使用電力量からその 1 月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

ロ 夜間蓄熱型機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、イデックスでんき約款別表 10（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(8) その他

イ この需給契約条件に定める契約種別の適用後 1 年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ (7)（使用電力量の算定等）ロ にいう電気の供給をしゃ断する装置は、イデックスでんき約款 42（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ハ 契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降 1 年に満た

ないで需給契約を消滅させ、または(4) (契約電力) により契約電力を減少しようとする場合は、イデックスでんき約款 39 (需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算) (1) に準ずるものといたします。この場合、イデックスでんき約款 38 (需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算) (1) にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、(4) (契約電力) により契約電力を減少しようとする日といたします。

ニ 契約設備電力を増加されるときは、イデックスでんき約款Ⅷ (工事費の負担) の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

5. その他

- (1) この約款に定めのないその他の事項については、イデックスでんき約款に定めるところによります。
- (2) この約款およびイデックスでんき約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。